



日米宇宙協力時代の 宇宙産業基盤強化

政府調達に関する研究会

2014年度活動報告

東條吉純（立教大学法学部）

宇宙機器産業の特質

- 官需（＝政府調達）が売上の大きな部分を占める産業
- 採算性の確保が困難（例：日本の国内需要量）
- 人工衛星等、巨額の研究開発費かつ長いリードタイム

1980年代：日米通商摩擦の時代

- 通商法301条とMOSS協議
- スーパー301条による優先交渉国指定（3品目）：人工衛星、スーパーコンピュータ、木材

1990年 非研究開発衛星の政府調達 (日米衛星調達合意)

- 「非研究開発衛星」について、公開・透明・無差別の方法による国際競争入札
- 以降、近年に至るまで、ほとんどの政府系実用衛星（通信衛星、放送衛星、気象衛星など）は、価格・性能面で優れる米国企業により受注された

政府調達を巡る国際規律の進展

- 1979年GPA（GATT）
- 1994年GPA→2012年改訂GPA（WTO）
- 300を超えるFTA/EPAの政府調達章

政府調達における多様な 公共政策上の考慮

- 効率的かつ有効な予算執行
- 安全保障
- 公共の安全, 環境保護, 人・動植物の生命健康保護
- 産業政策: 国内産業育成、中小企業支援等

「安全保障」と向き合う

- 1990年代：「科学技術・研究開発」主導
- 2008年：宇宙基本法制定：憲法の平和主義の理念を踏まえた、安全保障目的の宇宙開発利用を明記
- 2012年：JAXA法改正、内閣府設置法改正
- 宇宙基本計画の策定(I: 2009年、II: 2013年、III: 2015年)

宇宙産業基盤の強化

- 1990年代：商業化の立ち遅れ
- 宇宙基本法第四条：「…宇宙開発利用に関する研究成果の円滑な企業化等により、我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化をもたらし、もって我が国産業の振興に資するよう行われなければならない。」

新・宇宙基本計画(2015年)：科学技術と 安全保障・産業振興の有機的サイクル

- 安全保障用途の宇宙利用に関連する研究開発
- 研究開発成果を宇宙産業振興、関連産業の高度化・効率化に活用する取組

国内需要の拡大と産業振興

- 政府需要の明確化（中長期の工程表策定）
- 宇宙を活用する新産業・新サービスの創出
- 国際的義務の許容する範囲内において、官民共同技術開発手法の活用等を通じた調達

国外市場の開拓と産業振興

- 国外市場における受注獲得への政府支援
(諸外国との協力、外交努力等)

日米合意の適用範囲①： 「研究開発衛星」 該当性

- 新技術の開発又は非商業的な科学的研究を目的として設計・使用される人工衛星
- 商業目的又は恒常的サービスを継続して提供するために設計・使用されない人工衛星

日米合意の適用範囲②： 安全保障等の例外援用

- 附属書II（別紙）非研究開発衛星の調達手続第2.3条：本手続に規定されない事項に関しては、GPAと同様の考慮が払われる
- 改訂GPA第3条（例外規定）：安全保障、公衆の道徳、公の秩序、公共の安全、etc.

日米宇宙協力時代における 宇宙産業基盤強化

- 安全保障上の宇宙の重要性増大を踏まえた日米同盟および宇宙協力の強化
- 地球規模課題解決のための宇宙システム利用および国際協力

JAXA技術開発・宇宙機器調達 における選択肢の多様化

- 安全保障目的を含む国内外の利用ニーズを踏まえた技術開発と日本の宇宙産業振興への活用
- 国際産業協力・提携→国際的な官民共同技術開発の可能性； 国際共同企業体(JV)、国際コンソーシアム等による衛星の共同受注など